

意見書

平成26年6月3日

弁護士 瀧上玲子

5月22日に行われた有識者検討会に欠席したため、スタッフ弁護士と総合法律支援法との関係について下記のとおり意見を申し上げます。

第1 総合法律支援法におけるスタッフ弁護士の位置づけ

- 1 総合法律支援法上、スタッフ弁護士は契約弁護士等（支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。）（第29条8項1号）のうち、法テラスに常勤するという雇用契約を締結している者を指しています。これに対して、事件毎に個別の契約をする契約弁護士をジュディケア弁護士と呼んでいます。上記の趣旨でいけば、すでに総合法律支援法上の位置づけは存在していることとなります。
- 2 契約弁護士は総合法律支援法33条により、30条1項又は2項業務について独立してその職務を行うこととされています。また同業務に関して、30条3項には支援センターが契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならないとされています。

契約弁護士は依頼者の利益のために法律事務を担うのであって、職務の独立性が確保されなければなりません。上記規定により、スタッフ弁護士は日本司法支援センターと常勤の雇用契約を締結したとしても独立性の確保が制度的に保障されていることとなります。

第2 総合法律支援法における職員の位置づけ

日本司法支援センターは国から独立した法人であり、総合法律支援法には、役員についての任免および職務・権限に関する規定はありますが、スタッフ弁護士に関する同様の規定はありません。他の独立した法人に関する法律においても同様であり、職員に関する任免および職務・権限に関する規定は存在していません。

総合法律支援法においても職員の義務規定としては、27条および28条がありますが、秘密保持義務および刑法等の規定に関してのみ公務に従

事するものというみなし規定があるだけです。すなわち、職員としては雇用契約での労働法制の規定の適用を受けるだけのものです。

これからも分かるとおり、制度設計の際には、スタッフ弁護士は雇用契約を締結した職員の一員であり、さらに法律事務については独立性の確保がはかられているものとして位置づけられていたものです。したがって、法制度としては、任免規定や権利義務規定をおく必要性はないと考えられていたものと言わざるをえません。

第3 リーガルエイドの実施方法とスタッフ弁護士について

日本司法支援センターは総合法律支援法30条1項および2項に定められた業務を行うにあたり、効率的で効果的に実施することを義務づけられています。

今般、日弁連ではスタッフ弁護士とジュディケア弁護士が混在しているカナダ・オンタリオ州下のリーガルエイドオンタリオ（以下「LAO」といいます）を訪れ、意見交換をしました。LAOはスタッフ弁護士の意義を高く評価していますが、法律への明文化をすべきではないという意見を持っていました。LAOとしては、リーガルエイドの実施にあたり、もっとも効率的効果的な手法が選択されるべきであり、それは時にはジュディケア弁護士の利用であり、時にはスタッフ弁護士の利用であり、時には本人訴訟のサポートや情報提供にとどまることが重要である、そのために特別にスタッフ弁護士の役割を法律で固定化すべきではないというものでした。

どこまで効率化を求めるかは地域ごとに異なると思いますが、効果的なリーガルエイドを実現するという趣旨ではLAOの意見は傾聴に値する意見であったと思います。

第4 スタッフ弁護士の法律上の明文化について

第1で述べたとおり、すでに総合法律支援法上、契約の一形態（雇用契約）としてスタッフ弁護士の位置づけはされています。

今般議論されているスタッフ弁護士の権利義務規定を法律に明記することには、一定の危険性があることも配慮が必要であると考えます。すなわち、スタッフ弁護士とジュディケア弁護士が担う法律事務に関する業務・活動は同質のものであり、区別されるべきものではありません。そこにスタッフ弁護士の権利義務規定をあえておくことは、スタッフ弁護士をジュディケア弁護士と異質な存在としてクローズアップさせることになりかねません。

今回議論されているところの高齢者・障がい者支援事業が民事法律扶助

の変形として新しく規定されることで、高齢者・障がい者支援を担ってきたジュディケア弁護士と同様、今まで司法ソーシャルワークとしてスタッフ弁護士が行ってきた活動は日本司法支援センターの本来業務に含まれる部分が大きくなります。その結果、スタッフ弁護士が行う司法ソーシャルワークは格段に活動しやすいものになります。

また、これらのスタッフ弁護士の活動がその地域において有用性があることを日弁連および弁護士会は弁護士に十分に認識してもらう活動を行い、スタッフ弁護士の活動への理解を深めていくことが重要です。

現在これらが不十分であることで、スタッフ弁護士の活動が十全に行われていないという指摘がされているようですが、それは法律の明文化により解消される性格のものではありません。

ましてやスタッフ弁護士の司法ソーシャルワークについても、法テラス東京においてパイロット事業として実験中であり、その検証と評価を経ているものではありません。

弁護士会および弁護士のみならず、市民においてもスタッフ弁護士の有用性を理解し、これを地域に根付かせて行くことこそが現段階では重要であり、現在の明文化に関する議論については疑問があります。

以 上